

市町村計画の策定について

1 市町村の役割

成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項では、「市町村の講ずる措置」として、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされている。

成年後見制度の利用の促進に関する法律 抜粋

(市町村の講ずる措置)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

成年後見制度利用促進基本計画 p20～21 抜粋

市町村計画を定めるに当たっては、以下の点につき、具体的に盛り込むことが望ましい。

- ・地域連携ネットワークの三つの役割を各地域において効果的に実現させる観点から、具体的な施策等を定めるものであること。
- ・チームや協議会等といった地域連携ネットワークの基本的仕組みを具体化させるものであること。
- ・地域連携ネットワーク及び中核機関の設置・運営、並びにそれらの機能の段階的・計画的整備について定めるものであること。
- ・既存の地域福祉・地域包括ケア・司法のネットワークといった地域資源の活用や、地域福祉計画など既存の施策との横断的・有機的連携に配慮した内容とすること。
- ・成年後見制度の利用に関する助成制度の在り方についても盛り込むこと。

市町村計画のイメージ(地域福祉計画との一体化計画として策定してもよい)

1. 計画の位置付け・・・利用促進法、国基本計画に基づくものである等
 2. 地域の現状と課題・・・地域における成年後見制度の利用状況、市長申立ての状況、利用ニーズや担い手に関する状況、これらを踏まえた課題等
 3. 今後の取組目標
 - (1) 当面の取組・・・上記課題を踏まえ、地域連携ネットワーク・中核機関の機能(資料1-2記載)を整備すること(段階的に整備する場合は、その旨)、利用支援事業に関すること
 - (2) 取組実現のための具体的方法
- ・令和3年度中までに、市内に「広島市成年後見支援センター(仮称)」を設置し、国基本計画における「中核機関」と位置付ける。